

中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期） 入札説明書・同添付資料についての質問への回答（第2回）

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
11	資料Ⅰ 事業契約書（案）	3	第2章	第10条	1項	規定の適用関係	「記載内容に矛盾又は相違がある場合には、本契約、入札説明書等、事業提案書の順に優先して適用される」とありますが、「入札説明書等」の書類の中で優先順位はございますでしょうか。	資料Ⅰ 事業契約書（案）別紙2 定義集「46 入札説明書等」において、「本事業の入札公告に際して国が令和3年4月2日付で公表した書類一式（入札説明書、事業契約書（案）、業務要求水準書、提出書類の記載要領、サービス対価の算定及び支払方法、事業者選定基準、基本協定書（案）、業績等の監視及び改善要求措置要領及びこれらに関する質問回答書を含むが、これらに限定されない。なお、事業契約書（案）及び基本協定書（案）以外の書類については、その後の追加及び変更を含む。）をいう。」と定義しています。入札説明書等の内容は、各書類間で優先順位があるわけではなく、一体のものとして取り扱われ、記載内容に矛盾又は相違がある場合には、原文のとおり、本契約、入札説明書等、事業提案書の順に優先して適用されます（第10条第1項）が、事業契約書等（事業提案書を除く。）と事業提案書の内容に差異がある場合には、事業提案書に記載された提案内容が業務要求水準書等に記載された水準を上回るときに限り、事業提案書が優先して適用されます（第10条第3項）。
12	資料Ⅰ 事業契約書（案）	3	第2章	第10条	1項	規定の適用関係	本質問書に対する回答内容は、入札説明書等に優先して適用されるという理解で宜しいでしょうか。	No.11の回答を参照してください。
13	資料Ⅰ 事業契約書（案）	3	第2章	第10条	1項	規定の適用関係	本質問書に対する回答内容は、契約締結時までに「事業契約書」に反映されるという理解で宜しいでしょうか。	回答を踏まえて、事業契約書（案）の訂正が必要なものについては、訂正表により公表し、落札者との間で締結する事業契約に反映します。事業契約書（案）の訂正が必要ない場合には、回答は、質問で明示された当該箇所に対するものとして取り扱います。
14	資料Ⅰ 事業契約書（案）	4	第2章	第16条	2項	許認可の取得等	「遅延が当該許認可の権限を有する者の責めに帰すべき事由による場合には、その責任及び損害の負担については、国及び事業者の間で協議するものとする」とありますが、事業者が負担することが適当でないと合理的に認められるものについては、国が負担するものと理解して宜しいでしょうか。	許認可取得の遅延が当該許認可の権限を有する者の責めに帰すべき事由による場合には、合理的な理由に基づき、その責任及び損害の負担を負う者について協議の上、決定します。
15	資料Ⅰ 事業契約書（案）	7	第2章	第26条	1項	第三者に生じた損害	「事業者が本事業の実施に関して第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることができない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。なお、事業者が法律上第三者に対して責任を負わない不可抗力による場合を除く。）には、事業者は当該第三者に対して、当該損害を賠償する」となっていますが、事業者が善管注意義務を果たしても避けられない損害については、免責としていただけませんか。	本事業においては事業者が本施設等の維持管理・運営の全てを一括して実施するものであり、通常避け得ない事象の発生の有無、程度等についても事業者側で適切に想定することが可能であると認識されるため、原文のとおりとします。
16	資料Ⅰ 事業契約書（案）	8	第2章	第27条	3項	近隣対策	本事業の実施そのものに対する近隣居住者等の要望活動・訴訟は、本項の「国の提示条件に対する近隣居住者等の要望活動・訴訟」に含まれると理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
17	資料Ⅰ 事業契約書（案）	8	第2章	第27条	4項	近隣対策	「前項以外の近隣居住者等の要望活動・訴訟」とありますが、これは、国が「入札説明書等において事業者に提示した条件」の範囲を超えて、事業者が独自の提案を行った場合に、その事業者独自の提案について、近隣居住者等の要望活動・訴訟があった場合と理解して宜しいでしょうか。	御指摘の場合も含みますが、第27条第4項に基づき増加費用を事業者が負担するのは、同上第3条に示す「入札説明書等において事業者に提示した条件について、国の提示条件に対する近隣居住者等の要望活動・訴訟に起因して増加費用が生じる」以外の場合を想定しています。
18	事業契約書（案）						運営業務における再委託の範囲について、ご教示をお願いします。類似国PFI事業にならない、業務における再委託については、「その業務の主体的部分（管理・企画）に当たらない範囲」で下請けが可能という理解でよろしいでしょうか。	本質問は、資料Ⅰ 事業契約書（案）第39条（運営業務の運営企業から第三者への委任等）に関する質問として回答します。運営業務の主体的部分ではない一部を第三者に委任または請け負わせることについては、御理解のとおりです。上記の解釈を明確にするため、事業契約書（案）第39条に第5項を下記のとおり追加します。事業者は、運営企業をして、運営業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。あわせて、維持管理業務についても、再委託を許容する範囲を明確にするため、事業契約書（案）第33条に第5項を下記のとおり追加します。事業者は、維持管理企業をして、維持管理業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。なお、詳細については、訂正表を参照してください。

中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期） 入札説明書・同添付資料についての質問への回答（第2回）

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
19	資料Ⅰ 事業契約書（案）	13	第3章	第45条	4項	臨機の措置	「増加費用が事業者が発生した場合には、当該費用の金額及び支払方法について、国が事業者と協議により定めるものとする」とありますが、事業者が負担することが適当でないと合理的に認められるものについては、国が負担するものと理解して宜しいでしょうか。	事業者が第45条第1項又は第3項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に係る増加費用が事業者が発生した場合には、合理的な理由に基づき、その費用の負担を負う者について協議の上、決定します。
20	資料Ⅰ 事業契約書（案）	14	第4章	第50条	1項	維持管理・運営業務費及びその他の費用の支払	「端数は支出負担行為担当官文部科学省大臣官房会計課長が負担するものとする」とありますが、「端数」とは1円未満の端数と理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。 なお、維持管理・運営業務費及びその他の費用の支払にあたって事業者が国に提出する請求書については、文部科学省及びスポーツ庁分は文部科学省、文化庁分は文化庁、国立教育政策研究所分は国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所分は科学技術・学術政策研究所、会計検査院分は会計検査院、金融庁分は金融庁のそれぞれの支出負担行為担当官に提出することを想定しています。第50条第1項における端数は、上記の支払にあたり文化庁及びスポーツ庁分、文化庁分、国立教育政策研究所分、科学技術・学術政策研究所分、会計検査院分、金融庁分で按分した場合に生じた端数を指します。
21	事業契約書（案）	16	56	2		事業者の責めに帰すべき事由による本契約解除等の効力	業務提供開始日以降に解除された場合の違約金が「本契約解除時点から当初の事業期間終了までに收受予定であったサービス対価の10分の1に相当する額」とございますが、他のPFI案件では解除対象年度（1年分）のサービス対価の10分の1が多く、本件も同様にしていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。過去のPFI事業の事例その他の公共事業の事例を参考に、事業の安定的な継続性を重視し、国として判断した規定と御理解ください。
22	事業契約書（案）	16	56	2		事業者の責めに帰すべき事由による本契約解除等の効力	業務提供開始日以降に解除された場合の違約金が「本契約解除時点から当初の事業期間終了までに收受予定であったサービス対価の10分の1に相当する額」とございますが、サービス対価に消費税および地方消費税は含まれますでしょうか。	サービス対価に消費税および地方消費税は含まれます。
23	事業契約書（案）	31	5	3	(1)	不可抗力による追加費用及び損害額の分担	不可抗力事由により維持管理業務に関して事業者が発生した合理的な増加費用に関しては、事業年度ごとに累計し、当該事業年度の維持管理業務費の100分の1に至る金額までは事業者が負担し、これを超える金額については国が負担するところがあるが、事案毎とすることは可能でしょうか。	原文のとおりとします。過去のPFI事業の事例その他の公共事業の事例を参考に、事業の安定的な継続性を重視し、国として判断した規定と御理解ください。
24	事業契約書（案）	31	5	3	(2)	不可抗力による追加費用及び損害額の分担	不可抗力事由により運営業務に関して事業者が発生した合理的な増加費用に関しては、事業年度ごとに累計し、当該事業年度の運営業務費の100分の1に至る金額までは事業者が負担し、これを超える金額については国が負担するところがあるが、事案毎とすることは可能でしょうか。	原文のとおりとします。過去のPFI事業の事例その他の公共事業の事例を参考に、事業の安定的な継続性を重視し、国として判断した規定と御理解ください。
25	資料Ⅱ 中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期）業務要求水準書	7	第2章	1節	1.	業務概要	「(5)業務内容」の「④修繕業務（事業期間中の修繕業務）」において「施設の経年劣化を最小限に抑え」とありますが、施設整備時に設置していないものや、竣工図面にないものを新規に取り付ける際は、従来より取り付けてあるものの劣化ではないため、修繕業務の対象外との理解で宜しいでしょうか。（例えば、壁にコーナーガードを新規に取付けて劣化を抑えるなど）	施設の経年劣化を最小限に抑えるため、国との協議の上、修繕業務として施設整備時に設置していないものや、竣工図面にないものを新規に取り付ける場合もあり得るものと考えております。
26	資料Ⅱ 中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期）業務要求水準書	8	第2章	1節	1.	業務概要	「(5)業務内容」の「④修繕業務（事業期間中の修繕業務）」において、「施設の性能を維持させることを目的とした修繕及び模様替えを行う」とありますが、本事業については修繕が対象であり、室内の改修などのいわゆる模様替えについては、別途追加変更契約における対応という理解で宜しいでしょうか。	施設の性能を維持させるため、国との協議の上、修繕業務として模様替えを実施する場合もあり得るものと考えております。なお、室内改修等の模様替えについては、国との協議の上、本修繕業務の対象外として別途変更契約を締結し、対応いただく場合もあり得るものと考えております。
27	資料Ⅱ 中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期）業務要求水準書	12	第2章	1節	3.	維持管理業務仕様書・維持管理業務計画書・維持管理業務報告書等の作成	表2-1における「維持管理業務計画以外の業務への対応」について、「業務計画書に具体的に記載されていない業務でも、本要求水準書及び事業提案書に規定する各業務の適切な遂行に必要な業務は、原則としてSPCの業務対象範囲とする」とありますが、修繕業務に関しては、国と協議して定めた年間業務計画書を提出することから、計画書以外の修繕業務については「予測し難い建築物等の性能の劣化等に係る施設及び設備の修繕」との理解で宜しいでしょうか。	計画書以外の修繕業務については、「予測し難い建築物等の性能の劣化等に係る施設及び設備の修繕」の他、国との協議の上、個別具体的な事象に応じて判断されることになるものと考えております。
28	資料Ⅱ 中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期）業務要求水準書	13	第2章	1節	6.	適用基準等	「本事業においては、法令によるもののほか、資料1-4-1に掲げる基準等を適用する。ただし、業務の実施時における基準等は「最新版」とする」とありますが、施設整備時の基準は資料1-4-2に掲げる基準であるため、最新の基準に則り対応した場合、前事業の要求水準を上回る事も考えられます。この場合、事業対象外との理解で宜しいでしょうか。	本事業の事業契約締結日以降に当該基準類の改訂に伴う対応が必要となり、これに伴う事業者による増加費用の発生を防止手段を合理的に期待できないと認められる場合は国が負担します。

中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期） 入札説明書・同添付資料についての質問への回答（第2回）

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
29	資料Ⅱ 中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期）業務要求水準書	23	第2章	5節	1.	要求水準	「事業期間中に必要な修繕として想定される内容を資料2-7「修繕予定[参考資料]」に示す。」とありますが、修繕対象範囲は国専有部の修繕のみで、資料2-7「修繕予定[参考資料]」に記載されている共用部分及び更新（資料4-8「更新対象設備」を除く）は対象外との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
30	資料Ⅱ 中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期）業務要求水準書	24	第2章	5節	1.	要求水準	「表2-10 修繕に係わる要求水準」において、「事業者は要求水準を常に満たすように」とありますが、「実用上支障のない状態まで計画的に回復させる。」とも記載されております。要求水準が、実用上支障のない状態より高い場合が考えられますが、その場合は後者（実用上支障のない状態）優先と理解して宜しいでしょうか。	後者（実用上支障のない状態）は前者（要求水準を常に満たすように）を読み替えたものであり、どちらが優先するか、というものではございません。
31	要求水準書	30	2	(2)		業務対象場所	「国からの国専有部分外で対応を求められた場合も、これに対応すること」とありますが、警備業法において、契約毎に明確な業務範囲が定められており、予め決められた業務範囲を超えての警備業務実施は、既存警備会社との責任分界点が曖昧となり、業法違反となる可能性もあると考えます。想定する具体業務についてご教示をお願いします。	業務対象場所以外であっても、本事業の維持管理運営業務に影響を及ぼす可能性がある場合、速やかに霞が関コモンゲートの維持管理運営業務に従事する者に当該状況を連絡することを想定しており、その点を「国専有部分外での対応を求める場合」と考えております。警備業法又は労働者派遣法が定める指揮命令系統を超越する趣旨ではありません。
32	要求水準書	31	2	(6)		受付・案内	受付業務において、警備業務従事者が兼務し、男女問わずで対応できるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
33	要求水準書	31	2	(5)		業務実施に必要な設備等	「SPCは、当該設備・機器等を適切に運用し、点検保守・修繕及び更新等を行う」とありますが、前期事業で整備した当該設備・機器等が故障した場合は、本PFI事業内で更新しなければいけないということでしょうか。	点検保守・修繕については、資料Ⅱ 業務要求水準書 資料4-5で示した設備・機器等を対象に、本事業内で実施いただくものとなります。なお、更新については、資料Ⅱ 業務要求水準書 資料4-8で示した設備・機器等を対象に、本事業内で実施いただくものとなります。
34	中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期）業務要求水準書	31	3	2		業務実施に必要な設備等	国が提供又は譲渡する設備・機器等を具体的にお示しください。また、国が譲渡する設備の経年劣化により修繕・更新が必要となる場合、当該設備・機器の修繕・更新費用の取扱いについてご教示ください。	国が提供する設備・機器等は、例えば、セキュリティゲート、ITVカメラ（監視カメラ）、非接触型体温計、乗庁者カード等となります。なお、国が譲渡する設備・機器等は現時点で予定していません。
35	要求水準書	32	2	(6)		表3-2警備・受付業務に係る要求水準 大臣専用の誘導等	金融庁大臣が不在時は業務が発生しないという理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書では「大臣専用の誘導等」について、『平日の8:00～17:00の登庁の間、大臣専属の随行警備を行う（金融庁のみ）。』と規定しています。なお、本規定は金融庁のみ適用されるもので、文部科学省及び会計検査院には本規定の適用はございません。
36	維持管理・運営事業（第二期）業務要求水準書	36	3	5	2	業務提供場所	乗務員控室における貸与品は継続して貸与して頂けますか。（費用負担なし）	本事業を担当する事業者には、乗務員控室において必要となるものを貸与することを想定しております。
37	維持管理・運営事業（第二期）業務要求水準書	36	3	5	2	業務提供場所	当社でPCを持ち込みインターネット環境を構築してもよろしいでしょうか。	国との協議によります。
38	維持管理・運営事業（第二期）業務要求水準書	36	3	5	2	業務提供場所	昨今、ペーパーレス化が進んでいるようですが今後、国もペーパーレス化を促進していけるのでしょうか。（日報などの電子化）	国も押印の見直しなどに伴い、今後もペーパーレス化を促進していく予定です。
39	維持管理・運営事業（第二期）業務要求水準書	38	3	5	2	公用車日常点検	管理車両の（法定点検・経年劣化による故障修理・タイヤ購入等）の費用は国の負担となりますか。	御理解のとおりです。
40	維持管理・運営事業（第二期）業務要求水準書	38	3	5	2	公用車運行	運転手の交替について「国が求めた場合は適切に対処すること」とありますが、交替を求める場合の基準を開示して頂けますか。	個別具体的に様々なケースが想定されるため、交替を求める場合の基準は存在しませんが、例えば、運転手として相応しくない素行が認められた場合等が想定される場所です。なお、国との協議の上、適切に対処いただくこととなります。

中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期） 入札説明書・同添付資料についての質問への回答（第2回）

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
41	維持管理・運営事業（第二期）業務要求水準書	39	3	5	2	損害賠償等	任意保険の契約者は、SPCでなく本件担当会社の当社で加入しても良いですか。	資料Ⅰ 事業契約書（案）別紙3 事業者等が付す保険等「第1.（3）③、④」に示すとおり、保険契約者は、事業者又は維持管理・運営業務を実施する構成員若しくは協力企業とし、被保険者は、国及び事業者、維持管理・運営業務を実施する構成員、協力企業（その再受任者及び下請負人を含む。）としてください。
42	中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期）業務要求水準書	42	3	6	2	(8)施設・設備・備品等の提供	国は、資料3-3に示す通り、福利諸室運営業務に必要な設備・備品を、SPCに有償で提供することができる。とあるが、資料3-3の職員食堂業務の③前事業で国が共済組合と契約してPFI事業者提供している設備・備品等の設備・備品が有償という理解でよろしいでしょうか。有料の場合は費用を教えてください。	御理解のとおりです。なお、設備・備品の使用料については、その参考値を一次審査通過者に対して提示する予定です。
43	中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期）業務要求水準書	42	3	6	2	(8)施設・設備・備品等の提供	国は、資料3-3に示す通り、福利諸室運営業務に必要な設備・備品を、SPCに有償で提供することができる。とあるが、資料3-3の喫茶（会計検査院部分を含む）業務の③前事業で国が共済組合と契約してPFI事業者提供している設備・備品等の設備・備品が有償という理解でよろしいでしょうか。有料の場合は費用を教えてください。	御理解のとおりです。なお、設備・備品の使用料については、その参考値を一次審査通過者に対して提示する予定です。
44	資料2-1 建物性能劣化と修繕業務の考え方						「修繕業務は、前事業の契約締結時の要求水準を下回らないように行うこと」とありますが、図「建物性能劣化と修繕業務の考え方」に記載の通り、本事業における修繕業務については、前事業における自然消耗等における劣化、性能の低下は考慮されるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
45	資料2-5 諸室毎の要求水準（維持管理）	11					下から1行目 委員長室、他 委員長室を含む全ての上級室の日常清掃は、現状通りに隔週、早朝、職員立会いにて実施と考えてよろしいでしょうか。	御質問のとおり、上級室の日常清掃は隔週、早朝、職員立会いにて実施してください。
46	資料2-5 諸室毎の要求水準（維持管理）	11					上から18行目 証券検査課執務室、他 証券検査課を含む一部の執務室では、平日午後「執務室内からのゴミ回収」を実施しておりますが、第二期事業においても現状通りに実施と考えてよろしいでしょうか。	御質問の証券検査課執務室等のごみ回収は、平日午後を含め、資料Ⅱ 業務要求水準書に記載のとおり、勤務時間前その他の職員・来庁者等の利用者が集中しない時間帯に国の職員の執務に支障をきたさない頻度等で適切に回収してください。
47	資料2-5 諸室毎の要求水準（維持管理）	11					上から20行目から24行目 大臣室便所、他 日常清掃時間帯「朝」とありますが、執務時間前に職員立会いにて実施と考えてよろしいでしょうか。	本質問は、資料Ⅱ 業務要求水準書 資料2-5 諸室毎の要求水準（維持管理）の15ページ20行目大臣室便所から24行目副大臣室湯沸室に関する質問として回答します。 御質問の15ページ20行目大臣室便所から24行目副大臣室湯沸室の日常清掃は、執務時間前に職員立会の下で実施してください。
48	資料2-5 諸室毎の要求水準（維持管理）	12					上から23行目 取引調査課・開示検査課 日常清掃（1/W）は現状通りに平日、執務時間中に実施と考えてよろしいでしょうか。	御質問の取引調査課・開示検査課の日常清掃は、「休」を「適」と訂正します。 なお、詳細については、訂正表を参照してください。
49	資料2-5 諸室毎の要求水準（維持管理）	15					下から28行目 審査検査室 日常清掃（1/W）は現状通りに平日、執務時間中に実施と考えてよろしいでしょうか。	御質問の審査検査室の日常清掃は、「休」を「適」と訂正します。 なお、詳細については、訂正表を参照してください。
50	資料2-7 修繕予定 [参考資料]						部位名・機器名の欄に記載がある経常修繕とは、日常的で小規模な部分的修繕や部品交換、応急的措置や保全を目的とした修繕であり、更新は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
51	資料2-7 修繕予定 [参考資料]						電気・空調の部位名・機器名の各項目にて「交換、調整、試運転等作業」とありますが、WindowsOS等のシステム更新・変更に伴う機器更新対応は、国と協議して定める「業務計画書」に記載のない修繕業務であるため、修繕業務の対象外との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期） 入札説明書・同添付資料についての質問への回答（第2回）

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
52	基本協定書（案）	4	13	1		談合その他の不正行為があった場合の措置	事業契約成立後に第7条4項第一号ないし第4号のいずれかに該当し、事業契約解除となってしまった場合、第13条第1項の違約金と事業契約解除時の事業契約書第56条第2項の違約金のどちらが課徴金の対象となりますでしょうか。	事業契約が締結された後、基本協定書（案）第7条第4項第1号ないし第4号に該当した場合には、国は事業契約を解除するか否かに関わらず、基本協定書（案）第13条第1項の違約金を支払う必要があります。 また、上記の場合には、事業契約書（案）第52条第1項各号のいずれかに該当することとなるため、事業契約の全部又は一部を解除したときは、第56条第2項に記載のとおり、国の請求により事業者は違約金を支払います。 基本協定書（案）第13条第1項は、入札談合その他の不正行為を防止する観点、事業契約第56条第2項は、事業契約の解除による事業にきたす支障を金銭的に担保する観点から、国の判断として置かれた別個の規定とご理解ください。
53	基本協定書（案）	4	13	1		談合その他の不正行為があった場合の措置	基本協定書（案）と事業契約書（案）の違約金が二重で課される場合、参加者として過大な罰則規定となるため、いずれかを対象としていただけませんか。	No. 52の回答を参照してください。
54	基本協定書（案）	4	13	1		談合その他の不正行為があった場合の措置	違約金が契約金額の100分の10相当額ではなく、単年度に支払われるサービス対価の100分の10相当額とご変更いただけませんか。	原文のとおりとします。入札談合その他の不正行為を防止する観点から、国として判断した規定と御理解下さい。
55	基本協定書（案）	4	13	1		談合その他の不正行為があった場合の措置	落札者は違約金の支払義務を連帯して負担するとございますが、帰責企業が当該違約金を負担する建付けにご変更いただけませんか。	原文のとおりとします。入札談合その他の不正行為を防止する観点から、国として判断した規定と御理解下さい。
56	基本協定書（案）	5	16	2		協定の有効期間	本協定の有効期間について、「本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業契約に定める本事業の終了日までとする。」と記載がございますが、本協定の有効期間を本協定が締結された日から事業契約の締結日となるようご再考願います。	事業契約締結後、事業期間を通して、基本協定の定めが適用されることも想定されることから、原文のとおりとします。
57	資料Ⅶ 業績等の監視及び改善要求措置要領	1	第1章	2.			「① S P Cは、適正かつ確実に事業を遂行するため、また、そのために適切に自らの業績等を管理するため、事業契約書及び要求水準に基づき、業務の実施方法、工程等を示した業務計画書を作成し、国に提出して確認を受ける」とあり、また別紙「業績監視の概要」のP F I事業期間 2）修繕業務 修繕計画にて、「長期業務計画書」「年間業務計画書」の提出書類の記載があります。国と協議して定めた業務計画書を提出することから、計画書以外の修繕業務については、「予測し難い建築物等の性能の劣化等に係る施設及び設備の修繕」との理解で宜しいでしょうか。	No. 27の回答を参照してください。
58	業績等の監視及び改善要求措置要領	6	第三章	1	(2)	減額算定及びに罰則点の付与のための区分	運営業務における罰則点付与は、①警備・受付業務費用、②電話交換業務費用、③コールセンター業務費用、④公用車運行管理業務費用の4つの支払い区分という理解であり、罰則点は各業務毎に付与されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 御質問の4区分により減額算定及び罰則点の付与を行います。 なお、詳細については、訂正表を参照してください。